

西宮市都市交通会議分科会規程

平成25年1月26日制定

沿革

令和元年 5月20日 [1]

令和2年 7月 6日 [2]

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第4条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下、「委員」という。）は、交通会議の会長が指名する。[1]

(役員) [2]

第4条 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。[2]

2 分科会長及び副分科会長は、交通会議の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐して会議の議事を掌理し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長の職務を代理する。[2]

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

4 分科会の会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

5 分科会の会議の公開については、規約を準用するものとする。

6 分科会長は、分科会の会議の議案又は報告（以下「議案等」という。）が次に掲げるものである場合は、当該議案等を記載した書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を委員に送付し、書面で賛否を問うことにより分科会の会議に代えることができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) その他、分科会長が軽易であると判断したもの

[1]

- 7 第4項の規定は、前項の規定により、分科会の会議の議案等を書面で諮ることとなった場合において準用する。この場合において、第4項中「出席した委員」とあるのは、「書面で回答のあった委員」として読み替えるものとする。[1]
- 8 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は分科会の会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 9 その他分科会の会議の議事及び会議運営に関する事項は「西宮市都市交通会議会議運営規程」を準用するものとする。

(協議結果の報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

(傍聴)

第7条 傍聴については、規約を準用するものとする。

(報償及び費用弁償)

第8条 分科会の委員の報償及び費用弁償については、規約を準用するものとする。

(庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、都市交通会議事務局が行う。

(委任) [1]

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成25年1月26日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和元年 5月20日から実施する。 [1]

(附 則)

この規程は、令和2年 7月 6日から実施する。 [2]

別表（第3条関係）[1]

分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく、協議会（西宮市地域公共交通活性化協議会）に関する事 ・ 道路運送法施行規則第9条の2に基づく、地域公共交通会議に関する事 ・ 地域公共交通確保維持改善事業に関する事 ・ その他会長が必要と認める事項